

令和元年度第1回桑名市入札監視委員会会議録

日 時 令和元年5月23日(木) 午前10時00分~11時00分

場 所 市役所3階 第2会議室

出席者 桑名市入札監視委員会委員(5名)

伊藤由美子(委員長)

藤田 素弘(副委員長)

赤木 邦男

佐藤 久善

小寺 直美

事務局(7名)

早川 晴美(総務部 契約監理課 課長)

種村 悟(" 契約監理課 課長補佐兼検査指導係長)

蒔田 宏之(" 契約監理課 課長補佐兼契約調達係長)

水谷 正紀(" 契約監理課 契約調達係)

森 浩木(上下水道部 次長兼企画総務課 課長)

小林 修(" 企画総務課 課長補佐兼総務係長)

山口 昌輝(" 企画総務課 総務係主査)

工事担当課(5名)

二木 建(総務部 財政課 主幹)

田中 昌紀(総務部 財政課 課長補佐兼公共施設マネジメント係長)

出口 敏幸(上下水道部 水道課長)

城田 一(" 水道課 課長補佐兼施設係長)

関塚 佳生(" 水道課 水道係長)

事項

1 開会

【事務局】

それでは、令和元年度第1回入札監視委員会を開催させていただきます。本来なら総務部長よりご挨拶申し上げるところでございますが、他の公務で本日欠席のため代わりまして上下水道部次長の森よりご挨拶申し上げます。

【事務局】

おはようございます。上下水道部次長の森と申します。本日は令和元年度第1回の桑名市入札監視委員会を開催いたしましたところ、皆様にはお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。また、皆様におきましては、市政各般にわたりご理解とご協力頂いていますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、4月の末から5月の上旬にかけまして、過去最長の10連休を経て令和の時代に入ったところでございます。本市におきましても5月1日の初日には96組の方が婚姻届を出されたとのことです。若い方が令和の時代に希望を持ってみえるのではないかと思います。若い方の為にも本市におきましても豊かな町、安心安全な町ということで社会資本等の整備を進めていきたいと思います。皆様のご意見・ご指摘等をいただきながらまちづくりを進めて参りたいと思いまして、引き続きよろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございました。本日の議事につきましては、お手元の事項書に基づき進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本委員会は入札監視委員会条例第5条第2項の規定を満たし、成立していますことをご報告申し上げます。

まず、任期満了に伴い退任されました東川委員に代わりまして、新たに小寺直美様に就任していただきました。小寺様は四日市看護医療大学の講師をされておられます。それではひとつご挨拶を頂戴したいと存じます。

【小寺委員】

おはようございます。四日市看護医療大学から参りました小寺直美と申します。今年度から初めて委員として努めさせていただきたいのでよろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございました。次に議事の進行ですが、5月1日付で改めて委員に就任していただいて、初めての委員会となりますので、委員長の選任をしていただくまでは事務局で進めさせていただきます。

最初は人事案件でございますので、非公開とさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、委員長・副委員長の選任でございますが、選任につきましては、桑名市入札監視委員会条例第4条第2項の規定により、互選によって定めていただくことになっております。それではまず委員長の選任につきまして、皆様、何かご意見等はございませんか。

【委 員】

これまで副委員長を務めていただいた伊藤委員を推薦したいと思います。

【事務局】

ほかに何かご意見等はございませんか。

【委 員】

異議なし

【事務局】

特ないようですので、伊藤委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【伊藤委員】

承知いたしました。

【事務局】

それでは伊藤委員に委員長をお願いしたいと存じます。

(委員長は委員長席へ移動)

【事務局】

伊藤委員長から就任のご挨拶を頂戴したいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

【伊藤委員】

ただいま委員長に推薦いただきました伊藤でございます。令和の時代が始まりますが、最初の委員長ということで緊張しています。皆様のご協力の下に進めさせていただきますが、私自身は身の引き締まる思いでございます。いつも言われることですが、入札の制度は完璧なものはございません。時代の流れに合わせながら変化していく必要があると思います。その運用が適切にされているかどうかを人の目で監視していくことが大事であると考えています。委員会の活動が今後の制度運営の一助となるように進めていきたいと思いますので、皆様の力添えをお願いしたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。ここからは、桑名市入札監視委員会条例第5条第1項の規定に基づきまして、伊藤委員長に議事進行をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【委員長】

それでは、続いて副委員長の選任を行いたいと思います。

副委員長の選任も、条例の規定により委員の互選で定めることになっております。皆様、ご意見はございませんか。

【委 員】

藤田委員にお願いしたいと思います。

【委員長】

ほかにご意見はございませんか。

【委 員】

異議なし

【委員長】

特ないようですので、藤田委員、お引き受けいただけますか。

【藤田委員】

承知いたしました。

【委員長】

ありがとうございます。藤田委員に副委員長をお願いしたいと思います。

なお、本日の会議は一般公開となっておりますが、現在、傍聴の希望をされる方はお見えになつておりません。また、途中で傍聴される方がお見えになる可能性もありますので、その時点で傍聴の可否について検討させていただきたいと思います。

2 議事

(1) 令和元年度入札制度改正について

【委員長】

それでは「議事(1) 令和元年度入札制度の改正について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の蒔田です。座って説明いたします。それでは(1) 令和元年度入札制度の改正について説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。

1 . 配置予定現場代理人等の雇用期間につきましては、これまで開札日の前日以前 6 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していることを求めておりました。しかし、建設業に入職する若年者及び転職者の公共工事に携わる機会を拡大するために、3 カ月以上に変更いたしました。

2 . 中間前金払制度の導入につきましては、公共工事の適正な履行確保と建設事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的としまして、平成 31 年 4 月 1 日から導入いたしました。

(1) 制度の概要につきましては、土木建築に関する工事において、契約締結時の前払金（契約金額の 40% 以内）に加えて、施工の中間時期に一定要件を満たしている場合は、契約金額の 20% 以内を追加して支払うことができる制度です。

(2) 対象となる工事につきましては、契約金額が 1000 万円以上の土木建築に関する工事におきまして、既に前払金の支払いがなされていることが条件となります。

(3) 認定要件につきましては、次の～の要件を全て満たすことが必要となります。
前払金の支払いを受けていること、工期の 2 分の 1 以上に相当する期間を経過していること、工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了していること、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当することとしております。

(4)につきましては、制度のイメージを資料につけさせていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【委員長】

ただいまのご報告について、ご質問、ご意見はございませんか。なお、議事録作成の関係もありますので、ご発言の際は、必ずマイクを使用していただきますようお願いいたします。

【委 員】

今回の中間前金払い制度は、何者くらい利用される見込みでしょうか。

【事務局】

建設業協会さんから要望がございました。中間前払金制度と並ぶ融資制度がございまして、年間1件の利用があるかないかの程度です。従って年間1件ぐらいは活用されるものと思います。

【委員長】

それでは、その報告につきましては、以上といたしたいと思います。

それでは、次に、議事の(2)入札及び契約手続きの運用状況について事務局から報告をお願いいたします。

(2)入札及び契約手続きの運用状況について

【事務局】

入札及び契約手続きの運用状況について説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。それでは、の指名停止の状況でございますが、今回の審議対象期間であります平成31年1月から3月の3ヶ月間に指名停止を講じました件数は2件となります。

まず左側の指名停止でございますが、三重県が講じました指名停止に合わせまして桑名市でも同等の措置を講じました。この贈賄事件につきましては嫌疑不十分で不起訴処分が下されましたので、桑名市入札参加資格審査会の承認を得まして指名停止の解除を行います。現在手続き中でございます。

次に右側の指名停止につきまして説明いたします。三重県度会郡南伊勢町の高齢者施設において、株式会社トモが提供した食事が原因の食中毒事故が発生し、食品衛生法違反として当該事業所は、4日間の営業禁止を命じられました。これは桑名市請負工事入札参加者指名停止基準別表第2第6号不正又は不誠実な行為に該当しますので、1ヶ月の指名停止を講じました。

次にの談合情報でありますが、対象期間において談合情報はございませんでした。説明は以上でございます。

【委員長】

ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんか。

(3) 抽出事業の審議について

【委員長】

それでは、続きまして、議事の(3)抽出事業の審議についての項目に移ります。

審議に先立ちまして、抽出案件3件について、説明を得るため、入札監視委員会条例第6条の規定に基づき関係者の出席を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔全委員が了承する〕

それでは、関係者の出席を求めます。

〔関係職員の入室〕

【委員長】

それでは、審議にあたりまして、今回の3件の抽出理由につきまして、今回の抽出をしていただいた佐藤委員からの説明をお願いいたします。

【委 員】

1件目の桑名南医療センター他解体工事につきましては、発注金額が1億円を超える高額な案件であり、応札業者が2者しかないので抽出させていただきました。

2件目の桑名水道施設水位計更新工事につきましては、6者応札して4者失格であり、失格者が多かったので抽出させていただきました。

3件目の多度町多度1丁目配水管布設工事につきましては、11者応札しましたが、11者が全員同額のため、くじ引きにより決定したということですので、抽出させていただきました。

抽出事業 1 桑名南医療センター他解体工事

【委員長】

ありがとうございました。各案件につきまして、桑名市入札監視委員会条例第5条5項の規定により、自身と係わる案件については案件ごとに退席していただくことになります。第3案件につきましては私自身に係わる案件でございますので、審議の際には退席いたします。第3案件につきましては、進行を副委員長にお願いしたいと思います。

それでは第1案件「桑名南医療センター他解体工事」について、発注担当課から工事概要の説明をしていただき、その後、事務局から発注公告の内容と入札経過について説明をお願いいたします。

【担当課】

財政課の二木と申します。座ってご説明させていただきます。

それでは工事概要について説明させていただきます。お手元の工事概要書をご覧ください。工事名は桑名南医療センター他解体工事となっています。1枚めくついていただいて位置図となっておりますが、桑名南医療センターの工事場所は桑名市中央町1丁目32番地となっております。

予算額につきましては、1億4349万5000円、設計額につきましては1億3198万6800円となっております。工期につきましては、平成31年2月26日から令和元年11月15日までとなっております。工事概要につきましては、桑名南医療センター及び桑名ルームの解体となっております。

建物概要といたしましては、桑名南医療センターの構造は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、階数は地下1階・地上4階・ペントハウス2階となっております。延床面積は2,506.33平方メートルとなっております。基礎杭はRC(鉄筋コンクリート造)杭口径350ミリ、長さ9メートルのものが61本、長さ13メートルのものが62本、松杭は末口7寸、長さ8メートルが111本となっております。

桑名ルームにつきましては、構造が鉄骨造、階数が地上1階、延床面積が75.60平方メートルとなっています。

以上が工事概要となります。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

事務局の蒔田です。続きまして、発注公告及び入札経過について説明いたします。資料の6ページをご覧ください。入札方法は、事後審査型条件付一般競争入札で、低入札価格調査制度対象案件でございます。資料の中段をご覧ください。入札参加資格要件につきましては、所在地は市内及び準市内とし、建設業許可は解体工事業の特定及び一般、又は建築工事業の特定といたしました。

次に技術者要件につきましては、解体工事業の場合は現場代理人及び専任の主任技術者の配置を求め、建築工事業の場合は現場代理人及び専任の監理技術者の配置を求めました。また、解体工事業及び建築工事業ともにその他の技術者として、石綿作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者のそれぞれ1名以上の配置を求めました。

ただし、低入札価格で契約を締結する場合、これらの他に監理技術者に求める資格を有する専任の技術担当者1名を追加配置することとしてあります。完成工事高につきましては、解体工事業がとび・土工・コンクリート・解体の完成工事高が予定価格の2分の1以上であること、建築工事業は建築一式の完成工事高が予定価格の2分の1以上であることとしてあります。

同種工事施工実績につきましては、平成 15 年度以降、官公庁が発注した案件で、建築物の解体工事又は民間が発注した案件で、延床面積 2,500 平方メートル以上の建築物の解体工事の施工実績を有することとしています。以上の要件をもって公告いたしました。

続きまして、入札経過と結果でございます。8 ページをご覧ください。平成 31 年 2 月 13 日に入札を実施いたしましたところ、2 者から応札があり、開札の結果 2 者とも調査基準価格以上、かつ予定価格の範囲内で応札し、その 2 者が同額のため、くじ引きにより三重同愛建設協同組合を落札候補者といたしました。その後事後審査を行った結果、適格であったため当該事業者を落札者に決定し、税抜き 1 億 998 万円で契約を締結いたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【委員長】

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【委 員】

有資格業者は市内で何者、準市内で何者程度ありますでしょうか。

【事務局】

市内業者におきましては解体業が 4 者、建築業が 5 者ございます。準市内におきましては解体業が 2 者、建築業が 5 者ございます。これらの業者の応札が可能と考え、発注をしております。

【委 員】

建築業者の数と解体業者の数が重複しているのでしょうか。

【事務局】

重複している業者の数は除いています。合計で 16 者程度見込んで発注をしております。

【委 員】

16 者のうち 2 者しか応札がなかった理由をどのように推測されていますか。

【担当課】

明確な理由は分からないところではありますが、発注時期が年明けのため、応札業者が少なかったと推測しています。

【委 員】

調査基準価格の算定式は公表されていますよね。

【事務局】

はい。公表しています。

【委 員】

調査基準価格の算定式は公表されていて、算定通りの価格が 1 億 998 万円ですよね。

【事務局】

そのとおりです。

【委 員】

調査基準価格通りの応札が2件だったということでしょうか。

【事務局】

予定価格は公表されておりまして、設計書も公表しておりますので、そこで積算をして、算定をかけて調査基準価格を業者が出してきますが、桑名市では調査基準価格の上限と下限を決めておりまして、上限を超えるような価格になりますと、9割のところで打ち止めになって応札額が同額になったと思います。

【委 員】

わかりました。そのような例が多数ありましたので詳しく聞かせていただきました。2者でくじを引くから公正であることは間違いないと思います。ただ業者間の競争力・企業努力を入札に反映させるための工夫をしていただきたいと思います。

【事務局】

委員の指摘を含めまして、最低制限価格制度の研究をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

【委員長】

ほかにご質問、ご意見はございませんか。

【委 員】

上限で応札額が同額になったというお話だったのですが、失格基準価格が下限になるのでしょうか。

【事務局】

今回は、低入札価格調査案件でございますので、本来であれば調査基準価格が最低制限価格になるのですが、失格基準価格までの範囲であれば施工が十分できるであろう、業者によっては得意分野、不得意分野がありますので、節約してできるであろうという判断を失格基準価格であります。失格基準価格が調査基準価格の下にあって、それを下回ると失格になります。

【委 員】

調査基準価格に応札額が一致するのは、調査基準価格が上限だからということですか。

【事務局】

調査基準価格の上限が9割ですので、おそらく最低制限価格を計算すると9割をこえてしまいます。それでも桑名市は9割までを最低制限価格としていますので、9割で入札額が一致してしまうものと思います。

【委 員】

この説明書の中のどの部分に最低基準価格があるのでしょうか。調査基準価格の9割は非公開ということでしょうか。

【事務局】

9割の上限と下限につきましては、上限のほうは要綱で規定していますので、そこで公表している形になっています。公告の注意事項にも記載させていただきます。7ページの注意事項をご覧ください。

【委 員】

7ページ注意事項を十分に理解したいと思います。注意事項の「調査基準価格及び失格基準価格は、予定価格の10分の7から10分の9の間で次の算定式により算出します。ただし、算出した金額が予定価格の10分の7を下回るときは10分の7とし、予定価格の10分の9を超えるときは10分の9とします。算出して得た価格の端数処理については、万円未満を切り捨てるものとしますが、当該金額が予定価格の10分の7を下回る場合は、万円未満を切り上げるものとします。」とあります。

【委員長】

注意事項について分かりやすく説明をお願いいたします。

【事務局】

調査基準価格と失格基準価格は別のものと考えていただきたいと思います。調査基準価格が最低制限価格に代わるものです。今回は低入札価格調査制度の案件で、今まで最低制限価格としていた基準から少し下がれば本来なら失格とするところですが、落札候補の調査をさせていただいて、適格であれば落札者と認定する制度ですので、調査基準価格と失格基準価格は二段階の基準でございます。調査基準価格を下回ると、配置技術者の増員及び調査に時間を要することがありますので、業者にとっては少々負担になる制度でございます。

【委員長】

私から質問させていただきます。低入札価格調査制度の位置付けについてですが、本来であれば、一定の範囲内で業者さんは可能な限り高く契約したい、市は可能な限り安く契約したいが、品質は確保されなければならないという状況から最低制限価格制度があったのだと思います。それをさらに下回ってもここまで基準であれば落札が可能であるというのが、低入札価格調査制度なのですが、互いの利害対立はあると思いますが、業者さんにとっていわゆる最低制限価格の範囲内というのは、つまりこの質問の趣旨は佐藤委員と同じで、複数の業者さんが同じ金額を出してきていますが、全く同じ金額がここでそろうのはどのような計算をすればよろしいのでしょうか。ここにおいて適正な競争原理が働いていないという違和感がございます。低入札価格調査制度を本案件に適用させる趣旨を教えていただけますでしょうか。

【事務局】

業者さんの能力に応じて、得意分野・不得意分野があると思いますので、得意分野で経費が節減できる部分について、また技術者を追加配置することを求めております。これらの部分も業者さんが実施できる見込みがあつて調査基準価格未満で入札に参加されるこ

とも考えられます。調査基準価格未満で入札に参加された場合は、桑名市で様々な審査をさせていただきまして落札が可能かどうかの判断をさせていただきます。対象となる工事は基本的には1億円以上の工事となっております。大きな工事だと調査基準価格を少し下回ると失格となりますので、業者さんの努力と本市の経費のバランスを考慮して運用させていただいている。

【委員長】

ありがとうございました。競争原理が働く制度を常に研究していただきたいと思います。

ほかにご質問、ご意見はございませんか。

抽出事案 2 桑名市水道施設水位計更新工事

【委員長】

それでは、第2案件「桑名市水道施設水位計更新工事」について、発注担当課から工事概要の説明をしていただき、その後事務局から発注公告の内容と入札経過について説明をお願いいたします。

【担当課】

おはようございます。上下水道部水道課の出口と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

資料の9ページの工事概要書をご覧ください。工事名は、桑名市水道施設水位計更新工事、予算額は3088万8000円、設計額は2955万960円、工期は平成31年1月21日から平成31年4月20日までとなっております。工事場所は次の10ページの場所の場所にございます。市内一円の7施設でございます。

工事概要書に戻っていただきますでしょうか。工事目的は各施設に設置されておりました既設の水位計につきまして設置後15年から17年が経過しており、経年劣化などにより正確な水位が計測できないと取水及び送水の自動運転に支障をきたしますことから、今回精度の高い最新の水位計に更新するためございます。工事概要といたしましては、取水井投げ込み式水位計を西部水源地の各井戸に7台、配水池投げ込み式水位計を白鶴配水場及び新所配水場に各1台、受水槽投げ込み式水位計を大山田東配水場に1台、配水池差圧式水位計を大山田東配水場に2台、星見ヶ丘配水場及び赤尾配水場に各1台の計4台、ポンプ井投げ込み式水位計を南部水源地に1台を各々設置するものでございます。

資料の13ページから32ページまでは工事図面となりますが、各施設における水位計の設置個所と各々の施工内容をお示ししたものでございます。

工事概要の説明につきましては以上でございます。

【事務局】

上下水道部の事務局の小林と申します。続いて発注公告と入札経過について説明させていただきます。資料の 11 ページの発注公告をご覧ください。本件発注は先に実施した入札が不調でありまして再度公告として実施しております。入札は事後審査型条件付一般競争入札として執行いたしました。

入札参加資格要件につきましては、電気工事業の許可業者であること、所在地要件は県内業者といたしました。経審点数につきましては市内業者は 450 点以上、準市内業者は 500 点以上、県内業者は 550 点以上であること、発注業種の完成工事高が予定価格の 2 分の 1 以上であること、同種工事施工実績につきましては、平成 15 年度以降、官公庁が発注した案件で水位計設置工事又は更新工事の実績を有することとしております。技術者要件につきましては、現場代理人と主任技術者の配置を求めました。

以上の要件をもって公告いたしました。

続きまして入札経過及び結果について説明いたします。資料 12 ページをご覧ください。平成 31 年 1 月 8 日に入札を行いましたところ、6 者から応札がありまして、開札の結果 4 者が最低制限価格を下回ったため失格といたしました。残り 2 者のうち、予定価格の範囲内で安価な入札額を入れた林電気工事株式会社を落札候補者といたしました。事後審査を行った結果、適格であったため当該事業者を落札者と決定し、税抜き価格 2396 万円で契約を締結いたしました。

発注公告と入札経過の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【委員長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

【委 員】

水位計について、使用すべきメーカーの指定はありますでしょうか。

【担当課】

水道課の城田と申します。よろしくお願いします。使用すべきメーカーの指定はございません。ただし、取水の水位計に関しては、台板に空いている穴に合わせた直径を指定しております。

【委 員】

水位計は大きな浮きのようなものを水面に浮かべて水面の高さを測定しているのかと思ひましたが、違うのでしょうか。

【担当課】

違います。投げ込み式水位計は、水位計を水の中に沈めて、沈めた水位計の中の圧力の差によって水位を計算して導き出し、監視装置に送信しているものであります。

【委 員】

それが差圧式水位計でしょうか。

【担当課】

違います。しかし、差圧式水位計も投げ込み式水位計も圧力差で水位を導き出しています。

【委 員】

構造的にはおおむね同じものですよね。

【担当課】

はい。投げ込み式水位計は直接水の中に入れる水位計です。差圧式水位計は水の中に投入したパイプを通して、外部の圧力差で測定する水位計でございます。投げ込み式水位計は水位計の室内の圧力差で測定するものでございます。基本的には圧力差という意味では同じでございます。

【委 員】

わかりました。2396万円で落札が決定いたしましたが、入札経過表の応札業者6者のうち2390万円までは同額で、入札額の2・3・4・6・7と万円単位が異なる形ですが、応札時の算出金額が概ね一致してくるのがこれまでの例と同じです。業者が公表された計算式で算出すれば概ね算出金額が一致するということでしょうか。

【委員長】

担当課は説明お願ひいたします。

【担当課】

工事の積算内容につきましては積算歩掛りが公表されていまして、業者も積算用のソフトもお持ちだと思います。予定価格が公表されている中で、最低制限価格に近い金額を推定されて、最低制限価格に近い金額に集中しているものと推測します。

【委員長】

他にご質問等はございませんか。

【委 員】

変動型最低制限価格制度についてですが、いくつかの業者の低い価格を平均して算出したものを最低制限価格とする制度でしょうか。それらの説明をどこかにまとめて記載していただけると助かります。

【事務局】

最低制限価格の算出として、最低制限価格の基準価格以上の価格であって予定価格の範囲内で、失格にならなかった入札業者の数に10分の6をかけて数字を出しまして、これを最低制限価格入札対象者数といたしますて、これらの平均をとりまして変動の有無を判断しています。傾向として落札するために最低制限価格と思われる額付近に多くの事業者さんがめがけて入札してくる状況にあって、その額に近いところに数字が集まる平均をとっても結果的に調査基準価格から変動しない事態が多々あると思われます。

【委 員】

確かに制度的にはそのとあります。しかし、この案件にということではないのですが、くじ引きの形等で、数万円の範囲で失格になるかどうかが決まるため業者全体にとって公平になっているのか、各業者に能力・技術力等の P R ポイントがある状態でどの程度公正になるのか気になります。その上で経審点数に注目すると、市内業者の経審点数が少なくなるから、市内業者に対しては配慮されているのかなと思います。事務局は様々な検討をされていると思いますが、様々な部分で入札制度が公正であること願います。

【委員長】

ありがとうございました。この案件は入札が可能な業者は何者ぐらいでしょうか。

【担当課】

調査の結果、11 者が該当します。

【委員長】

ありがとうございます。11 者のうち半数が応札されたようでございます。

ほかにご質問、ご意見はございませんか。

公平性は確保されていると思いますので、この案件については問題なしといたします。
それではここで副委員長に委員長職を代行していただきます。

(ここで伊藤委員長は退席)

抽出案件 3 多度町多度 1 丁目配水管布設工事

【副委員長】

委員長に代わりまして委員長職を務めさせていただきます。それでは、次に第 3 案件「多度町多度 1 丁目配水管布設工事」について、発注担当課から工事概要を説明していただき、その後事務局から入札経過について説明をお願いいたします。

【担当課】

上下水道部水道課の出口と申します。よろしくお願ひいたします。

工事概要についてご説明させていただきます。資料 33 ページの工事概要をご覧ください。工事名は多度町多度 1 丁目配水管布設工事でございます。予算額は 3200 万円、設計額は 3094 万 6320 円、工期は平成 31 年 2 月 8 日から令和元年 6 月 28 日までございます。

工事の内容につきましては、資料の次のページの位置図の箇所におきまして、多度学校給食センター他沿線の施設及び住宅の給水の安定を図るため、配水管を新設するものでございます。

工事概要是配水管布設工、管種 H P P E (水道配水用ポリエチレン管) で管径 100 ミリを 121.0 メートル、同じく管径 75 ミリを 632.9 メートルを布設するものでございます。資料の 37 ページから 41 ページまでは工事図面でございます。1 枚目は平面図、2 枚目

は本管及び付属材料の配置をお示ししました配管詳細図、3枚目は横断面図、4枚目は土工標準図・本舗装復旧標準図、5枚目は区画線復旧図でございます。

工事概要の説明は以上でございます。

【事務局】

続きまして、事務局から発注公告及び入札経過についてご説明いたします。資料35ページをご覧ください。発注公告になります。入札は事後審査型条件付一般競争入札で執行いたしました。参加資格要件につきましては、土木工事業の許可業者であること、所在地要件は市内業者であること、経審点数は510点以上であること、発注業種の完工工事高が予定価格の2分の1以上であること、同種工事施工実績は、平成15年度以降、官公庁が発注した案件で、土木一式工事の施工実績を有することを求めております。

技術者要件につきましては、現場代理人と主任技術者のほか、その他技術者として

のいずれかの配置を求め、桑名市指定給水装置工事事業者であることを条件として付けました。

以上の要件をもって公告いたしました。

続きまして36ページをご覧ください。入札経過についてですが、平成31年1月29日に入札を行いましたところ、11者から応札がありました、開札の結果、全11者が最低制限価格と同額で応札がありました。くじ引きにより多度設備工業株式会社を落札候補とし、事後審査を行った結果、適格であったため当該業者を落札者として決定し、税抜き価格2570万円で契約を締結いたしました。

発注公告及び入札経過の説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

【副委員長】

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【委 員】

今回抽出案件を選定する資料をお送りいただいたて、事前に抽出させていただきましたが、13件対象の案件がございまして、そのうち応札者が複数あってくじ引きで決定したのが13件中6件、6件とも全員が同額、1者のみの入札で決定するのが4件、不調になったものが1件、あと2件のみが応札業者の入札額に差のある普通の入札でした。公表されている算定式に基づいて算定すると、最低制限価格に近いところに応札額が近づくので、傾向としてこのような形になるのだろうと思います。応札者全員の応札額が同額のケースが多数ある状況では、発注課は違いますが、契約担当課から見れば同じような案件が続く形になります。不正はないと思いますが、業者の得意技を発揮できる場があまりない、企業努力が反映されない、世間から見れば業者が応札額を事前に示し合わせているのではないかと見られかねません。このような案件が続くようであれば、たまには最低制限価格の9割を変更する等、何らかの対応が必要だと思います。発注段階、あるいは価格を決める過程で何らかの工夫する余地はないのでしょうか。

【事務局】

事務局の蒔田です。三重県及び他市町の最低制限価格の算出式の状況を調査して検討させていただいている。この数年で他の市町も同様の案件をお持ちだと思うので、いろいろ変えてきています。桑名市としても最低制限価格の上限も含めて検討して改正していきたいと思います。

【副委員長】

ほかにご意見はございませんでしょうか。工事完成後の評価はされているのでしょうか。またその評価を経審に反映させているのでしょうか。

【事務局】

工事検査を行った時に、250万円以上の請負をした工事については、工事成績評定をつけさせていただいている。ただし、経審に反映されません。実際には経審から完全に独立しているものであって、発注した段階、施工を監理する段階で指導していくなどの形で反映されるのみであって実際に点数自体を評価する形にはなっていません。成績評定をもとに応札段階で応札件数を調整する市があると聞いていますが、桑名市ではそのような形にはしていないので、ご指摘の形にはなっていないと思います。

【副委員長】

難しい部分はあると思いますが、経営努力・技術力が反映される仕組みが構築されることを願います。

ほかにはご意見はいかがでしょうか。

それではこの案件につきましては、問題なしということでお承させていただきます。これで委員長席を退席いたします。

（委員長が委員長席に着席）

【委員長】

以上をもちまして抽出事案の審議を終了いたします。工事担当課はここで退席してください。ありがとうございました。

（工事担当課退席）

【委員長】

それでは次回の審議案件の抽出ですが、順番の案につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の蒔田です。説明いたします。審議案件の抽出順序につきまして、事務局案といたしまして、委員長、副委員長、委員の50音順とさせていただきたいと思います。次回を伊藤委員長に、その次を藤田副委員長に、そして赤木委員、小寺委員、佐藤委員の順番でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員長】

ただいまの説明についてご意見はございませんか。ないようですので次の審議案件は私が抽出いたします。

次に「3 その他」ですが、委員の皆様何かございますか。

それでは、事務局からは何かございますか。

【事務局】

特にございません。

3 閉会

【委員長】

それでは、これにて令和元年度第1回桑名市入札監視委員会を終了させていただきます。なお、本日の審議概要は、後日、事務局でまとめていただきたいと思います。本日はありがとうございました。